

様式第六号の二(2)を次のように改める。

様式第六号の二(2) (第4条関係) (表面)

障害者雇用状況報告書

障害者雇用状況報告書 (注45条の規定を受けた事業主用 プルーフェ全体)

(日本工業規格A列4)

平成 年 6月 1日現在

Table with columns: A (Employer Name), B (Division), C (Business Type), D (Employment Status), E (Responsible Person), F (Name). Rows include categories for general employees, disabled employees, and specific types of disabilities.

様式第六号の二(2) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律...
2 親事業主が個人である場合には、①欄及び⑤欄について当該親事業主の氏名を記載すること。
3 親事業主が個人である場合には、②欄及び⑥欄については当該親事業主の住所を記載すること。
4 ④欄については、親事業主の場合は「1」を、特例子会社の場合は「2」を、関係会社の場合は「3」を記載すること。
5 C欄の⑦欄から⑩欄については、事業主ごとに、様式第六号の二(1)「障害者雇用状況報告書(法第45条の認定を受けた事業主用、事業主別)」のC欄の⑨欄から⑫欄までに記載した数字を記載すること。
6 ⑨欄から⑫欄までの()内には内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
7 ⑬欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
8 ⑬欄には、⑨欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から、⑫欄の数を控除した数を記載すること。
9 A欄の名称及び代表者の氏名(個人にあつては100分の1.8であること。
筆による署名のいずれかとすること。

趣旨

1 この告示は、平成十六年四月一日から適用となる。
2 この告示の趣旨は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき、厚生労働大臣が定める様式(以下「様式」という。)の様式第一号による障害者採用計画(以下「採用計画」という。)の様式第五号の三(一)の法第四十一条の特例に係る箇の欄の記載及び日告示様式第五号の五(一)の法第四十二条の特例に係る地方公共団体の概要は、それぞれ、この告示による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき、厚生労働大臣が定める様式(以下「様式」という。)の様式第一号による障害者採用計画(以下「採用計画」という。)の様式第五号の三(一)の法第四十一条の特例に係る箇の欄の記載及び日告示様式第五号の五(一)の法第四十二条の特例に係る地方公共団体の概要とをなす。

厚生労働省令(平成十六年四月十七日)

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十二号)第十七条の四第一項第一号(同法第十七条の六第二項)において使用する場合を含む。)の規定に基づき、身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援等に関する費用の額の算定に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十七号)の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から適用する。ただし、平成十五年度に提供された指定居宅支援等に関する額の算定については、なお従前の例による。

平成十六年三月二十九日 厚生労働大臣 坂口 力

身体障害者居宅生活支援費額算定表

別表
通則
1 指定居宅支援又は基準該当居宅支援に要する費用の額は、1、2(注2、注3及び注4を除く。)又は3(注2を除く。)により算定する額に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た額に、2(注2、注3及び注4に限る。)又は3(注2に限る。)により算定する額を加えた額とする。